

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成21年 6月16日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成21年 6月16日  
午前10時00分 開会  
午後11時53分 閉会  
場 所 南あわじ市 委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

委 員 長	小 島 一
副 委 員 長	市 川 一 馬
委 員	廣 内 孝 次
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	登 里 伸 一
委 員	眞 野 正 治
委 員	森 上 祐 治
委 員	福 原 美 千 代
委 員	蓮 池 洋 美
議 長	森 田 宏 昭

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員

議 員	吉 田 良 子
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	前 田 和 義
課 長	阿 閉 裕 美
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
-----	---------

副市長	川野四朗
教育長	塚本圭右
市民生活部長	堀川雅清
健康福祉部長	喜田憲康
教育部長	奥村智司
市民生活部次長	郷直也
健康福祉部次長 (後期高齢者医療担当)	藤本政春
教育部次長 (人形会館建設担当)	岸上敏之
市民生活部市民課長	高木勝啓
市民生活部税務課長	細川貴弘
市民生活部収税課長	垣本義博
市民生活部生活環境課長	細川協大
健康福祉部福祉課長	鍵山淳子
健康福祉部長寿福祉課長	小坂利夫
健康福祉部保険課長	馬部総一郎
健康福祉部健康課長	中濱素三子
健康福祉部少子対策課長	久田三枝子
教育委員会教育総務課長	片山勝義
教育委員会学校教育課長	三谷高資
	(学校教育指導主事)
教育委員会人権教育課長	橋本浩嗣
教育委員会生涯学習 文化振興課長	中田健市
青少年育成センター所長	高辻隆雄

## II. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第63号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について…………… 6
  - ② 議案第66号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
…………… 1 5
  - ③ 議案第65号 平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
…………… 2 1
  - ④ 請願第3号 請願書「次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」…………… 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について…………… 2 5
3. その他…………… 2 5

## III. 会議録

# 文教厚生常任委員会

平成21年 6月16日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後11時53分)

○小島 一委員長 皆さん、おはようございます。

梅雨の合間の非常にきょうは、さわやかな天気となっております。たまねぎも収穫終わり、田植えもかなり終わっているところもあるというふうに、見受けております。

きのうあたりのテレビの報道等では、現職の厚労省の局長が逮捕されたというふうなニュースが流れておりました。昨日の総務委員会でも、当市においても、職員の公金使い込みというか、横領の件が出ておりました。

とにかくコンプライアンス以前に、やはりモラルであるとか、そういう常識的な部分が職員、議員、政治家に非常に求められておる。こういうことが、市民の政治不信を招いておるといふふうに思います。今後は、身を引き締めて市政運営の方に、また当たっていただきたいと、かように思っています。

本日は、議案3件、請願1件、その他意見書等の審議も控えておりました、慎重審議をお願いしたいと思っております。

では、委員長のあいさつ終わります。

執行部より、ごあいさつございます。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

今定例会に、文教厚生常任委員会に付託をお願いいたしました案件、議案3件でございます。慎重なご審議、ご決定をお願いする次第でございます。

実は、きのうから総務常任委員会、そしてまたあすは、産業建設常任委員会ということでございます。きのう、一般会計の補正予算等の審議を願ひまして、予算の中身につきましては、議員の皆さん方ご案内のとおり、景気対策なり地域活性化等々で、計上させていただきました。

特に、今回の今、きのうもご承認いただきました中身につきましては、教育関係のコンピューターの関係、また、学校の太陽光発電なり、また、大型のテレビ等々の導入でございまして、その約半分が教育の関係に充当したという状況でございます。

いずれにいたしましても、今回のそういう景気対策なり地域活性化というのが、本当に意味のある形にあらわれてくれることを、私たちも望んでいるわけでございます。

きょうは、ここの関係等でございますが、これも大変今厳しい状況になっております。ご案内のとおり、私どもも大いに努力をいたしておりますが、なかなかいろいろと状況複雑化しておりまして、できるだけいろいろな対応につきましては、きめ細かい対応してい

きたいなというふうに思っております。そのようなことも踏まえまして、ぜひ、適切妥当なご決定をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、ちょっと後、きょう郵便局の関係で、後、公務に出ますので、中座いたしますのでよろしく願いいたします。

○小島 一委員長 　　ただいま出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

ただいまから第26回定例会において、当委員会に付託をされました議案について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明について、お諮りをいたします。

付託案件につきましては、本会議におきまして説明を受けておりますので、本委員会では質疑から行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 　　異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略をいたします。

まず、請願1件が本委員会に付託されております。会議規則第130条の規定により、紹介議員の代表として、吉田良子議員に出席を求めています。よって、次第の順序を変更し、請願第3号、「次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」を議題といたします。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時06分)

## 1. 付託案件

- ④ 請願第3号 請願書「次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」

○小島 一委員長 　　再開をいたします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

何かその前に、吉田議員ありませんか。

それでは暫時休憩をいたします。

ご苦労さまでございました。

(休憩 午前10時06分)

(再開 午前10時06分)

○小島 一委員長 再開をいたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第3号、請願書「次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持に関する件」を採択すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小島 一委員長 挙手多数であります。

よって、請願第3号は採択すべきものと決定しました。

採択すべきものと決定した、請願第3号につきまして、所管である文教厚生常任委員会で意見書提出の発委を行うことについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 質疑がございませんので、文教厚生常任委員会で発委を行うことといたします。

意見書案及び提出先については、後刻検討をいたします。

① 議案第63号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

○小島 一委員長 次に、議案第63号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員           この中で固定資産税について、お尋ねいたします。

提案理由の要旨説明で、平成6年の固定資産評価がえにおいて、評価額が地価の7割となるよう定められ、これに伴う急激な税額上昇を緩和するための負担調整措置が講じられてきたと、これの継続をしようとするものであると。少し、具体例を出しての説明をいただけますでしょうか。

○小島 一委員長           税務課長。

○税務課長（細川貴弘）       具体例と言いますよりも、ちょっと負担調整措置等の役割と言いますか、それについてご説明をさせていただきたいと思います。ここで、上程させていただいておりますものにつきましては、先ほど委員もおっしゃいましたように、平成6年度の評価がえから、それまで公示価格の20%から30%程度で評価されていたうちの固定資産税の評価額が、このときに都市部と郡部でかなりな開きが生じておったわけなんですけども、その固定資産の評価額が、公示価格の70%水準に一気に引き上げられたことになっております。それで、土地の固定資産税の評価額は、全国平均でこのときに一挙に3.5倍に引き上げられたと言われております。それでこの際に、固定資産税や都市計画税の税率は引き下げられておりませんでしたので、そのままにしておくと税額は、3.5倍にもなってしまうということになっておりました。

そこで、その際に平成5年の固定資産税評価額を基準にいたしまして、平成6年度の評価額との乖離程度に応じて、毎年2.5%から1.5%ずつ徐々に課税標準を引き上げて、税負担の緩和を図っております。このことを負担調整措置と呼んでおります。

それでその一方で、その後バブル崩壊後、大幅な地価下落を受けまして、3年の見直しごとにその調整方法につきまして、工夫を加えられてきたところでございますけれども、一部の大都市中心部を除いて、ずっと現在まで地価下落が続いておりますために、今年度の改正でも負担調整措置の継続ということがうたわれているということでございます。

以上です。

○小島 一委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           負担緩和措置を取りながらも、固定資産税は市税としては、毎年上昇しているというふうに見ておりますけれども、その点はいかがでしょうか。



○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 21年度評価がえの年だったんですけれども、この年につきまして、4月1日現在で前年度の調定額と比較いたしまして、償却したのも含まれてる率ですけれども、対前年比で96%弱というような形で、固定資産税の税収につきましては、落ち込んでおります。

一方、全部の平均の分につきましても、20年度数値と21年度数値、平米当たりの平均の単価を比べてみましても、20年度が1万9,198円、21年度が1万6,300円というような減の値になっております。

以上でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、平成20年までは右肩上がりできた。しかし、平成21年に当たって、ついては下がったということだと、今の説明でそうなっているというふうに思うんですけれども、違うんですか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 先ほど説明させてもらいましたように、淡路島内につきましては、ずっと下がってきたわけでございますけれども、その間につきましても、先ほど7割というようなことに報告させていただきましたけれども、その7割に向かって上昇させていくところがありまして、合併後につきましても、それが上昇してきた地区と下落してきた地区がございます、おおむね下降傾向がかなりあったのかなというように思っておりますけれども。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の地価が下がっているけれども、固定資産税としては上がっているのではないかということをお尋ねしたんですが、それは、今は地価が下落傾向であるということとは理解しておりますけれど、地価は下落傾向でありながらも、その評価がえと課税の率が上がってきたということで、評価額ですか、7割に近づけるということで、地価が下がりながらも固定資産税は上昇傾向にあったという見方をしているわけですが、それは違っておられますか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 中には、その上がっていくところも、7割評価導入後あったわけでございますけども、全体の傾向といたしましては、地価下落に伴いまして、固定資産税の額も下落傾向であったということでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら、少し認識を変えたいと思いますけれども、ただそれにしても、景気低迷の中で安定した税収ということで、所得税なりについては、あるいは法人住民税なりについては、景気にまことに左右されるけれども、この固定資産税につきましては、地価の評価額は下がっているとは言いながらも、税率その中で評価額が変わっているということで、基本的には割と右肩上がり傾向があったんじゃないかというふうに思いをしております。

特に、100年に一度と言われるこの経済不況の中での打撃的なしわ寄せで、固定資産税を払えない、倒産やあるいは経営危機の中で固定資産税を滞納せざるを得ないという状況も広がっているのではないかというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 確かに委員言われましたように、固定資産税につきましては所得が下がったり、もしくは失業、廃業等にありましても固定資産税につきましては額が変動するということにはございませんので、かなりなご負担になっているケースもあるということには認識はいたしております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特に西淡地域にあっては、かわら工場、これは固定資産税、特に家屋であり土地であり、また、償却資産ということで全く収入がないけれども、税金、課税だけはかかってくるということというのは、これまでも同僚議員からも何回かは同じような質問があったかと思うんですけども、それについての対応何かお考えでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 私どもの方にも、過去何度かそのような方につきまして、ご相談もあったわけですが、その際につきましては、1回当たりの負担額が過大な負担とならないように、分納でありますとか、その際は誓約いただいておりますけれども、分納等の方法をとっていただいて、ご理解をいただいているということでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 経済の厳しさというのは今後も続くと、分納だけでは対応し切れない状態ということも考えられるのではないかと。その際には、市長の権限の中で、減額なり減免なりということも必要になるのではないかと。そういう点での検討は今後考えられるのでしょうか、そういう思いは持っておられますか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 今後というよりも、その減免の規定につきましては、税条例の方で設けられておりますので、現に生活保護等の方につきましては、毎年申請をいただきまして減免を行っているということと、それと公共的な利用されているものにつきましては、民有地でありましても公益減免ということを行っておりますので、その方々からのいろいろなお申し出に。応じまして、税務課それから収税課の方と相談させていただきながら、その方々のご相談に対応していきたいと、かように考えております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 倒産、廃業などに伴う、これはもう個人の責任というのも大きいわけですが、そういう経済的な打撃と言いますか、非常に疲弊した中で、今の説明の範囲であれば経済危機や、あるいはかわらの不況、特に経済危機の中の、特にかわら産業、大きな工場があるけれども中身的には非常に厳しい経済状況の中である、そういう産業に対する地場産業としても、やってきた産業に対する支援、いろいろしていただいているわけですが、地域経済の中での疲弊、苦境に対しての公的な減免対応、条例の改正も含めて、視野に入れて対応ということをお願いしたいと思うんですけれども、そういう考え方はあるのでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 税務課の立場といたしましては、その条例に定められております範囲内で、極力その税務課としての対応に、力を入れていきたいということしか、ご答弁はできません。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしたら、副市長いかがですか。

○小島 一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これも以前から、何回となく答弁をさせていただいておるわけなのですが、こういう昨今の状況でございますので、市の方の財政も非常に厳しゅうございますので、皆さん方には大変だろうとは思いますが、やっぱりそういう特別な配慮は、この際は考えられないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 家屋、建物などで、若干その評価についてのそごがあったり、償却資産についてもいろいろ評価の基準が違うんじゃないかというな例も聞いております。特に、古いスレートぶきの工場であっても、これを現状で建て直すとした場合に、どれぐらいの残存価格があるかということから家屋に対する評価がされていると。

しかし、現状の老朽化された中での資産価値としての評価にするべきでないのかという、ちょっとニュアンスわかりにくいんですけど、老朽化したものに対する課税評価額というのやっぱり、再度見直していく必要があるのではないかというような思いしているわけですが、そういうのは、例はないでしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 私どもの方で固定資産税、家屋等の評価をさせていただく際につきましては、総務省で定められた評価基準によりまして、評価いたしております、それでそのような疑問点のある方につきましても、問い合わせ等があるわけでございますけれども、あくまでも評価の基準の範囲を脱しての評価というものは、できないというように考えております。

それで、もし、その評価額につきまして、税務課の説明ではどうしてもご納得いただけないという場合につきましては、異議の申し立て、固定資産の審査会の方にそういうよう

な制度もございますので、そういう形になってしまうのかなというように思っております。

○小島 一委員長 ほかに質疑、はい、眞野委員。

○眞野正治委員 今、蛭子議員は、減免の件をちょっと話をしとったんですが、私は徴収の件でお聞きをしたいと思うんですが、実は、前年度私の知っている範囲で、二つ窯業が大型の負債を抱えて倒産をいたしました。恐らく、横目から見ても1件当たり、年間の建物及び土地の固定資産税が、合わせれば何百万円になると思うんですが、倒産した場合の固定資産税の徴収というのは、できておるんですか、どないなっておるんですか。優先債権としてでも、押さえることができただけたんでしょうか。その辺をお聞きをいたします。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 倒産の場合は、今、大体裁判所の方から競売ということで、この倒産について競売しますということで、その倒産した会社に債務がないかどうかということで、交付要求ということで、裁判所の方からその請求が来ております。清算の後に、配当がありました。

○小島 一委員長 眞野委員。

○眞野正治委員 一般債権の場合は、今言われたような格好で納得ができるんですが、市税なり国税というのは、やはり優先債権に当たるわけですね。ですから、一般の人が仮に清算して1%とか2%の配当であっても、その優先債権については、本来は100%先に総額の中から取っていくと思うんですわ。そうはなっていないんですか。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 基本的には、市税あるいは国税が優先するんですけども、企業の場合、その土地、建物を担保に入れてます。抵当権を設定してます。その抵当権の入れた日が早い方が主債権であつたって、国税あるいは地方税より優先します。

○小島 一委員長 眞野委員。

○眞野正治委員 ということは、その抵当の入っているところからは、もらえないんで

すか。それでなかったら、向こうに抵当に入ってるから債権やから何%カットでその分支払いますというのは、どうも納得いかんと思うんですがね。受け取っとるところが、押さえてるところが、やはり代行して100%払わんことには納得いかんと思うんですけど、その場合をお聞きしとるんですけど。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 金融機関に借入れをして、そこが裁判所の方に競売を申し入れます。それで、裁判所の方でそういう競売の費用とか、そういうものを差し引いた残り、余ればそういう後の国税とか地方税の方に配当があります。

それから、市債権の方で売った財産の金額が全部それで埋まってしまえば、地方税あるいは国税の方の配当はありません。

○小島 一委員長 眞野委員。

○眞野正治委員 ということは、市税への場合は、全く人件費と同じような優先債権には当たらんわけですね。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 抵当権が入ってる場合は、優先債権には当たりません。

例えば、破産であれば競売でなしに、破産案件あれば、その債務の額に応じて按分で配当があります。だから、競売と破産案件とは違います。

○小島 一委員長 眞野委員。

○眞野正治委員 ということは、そういう場合は、市も泣き別れという格好ですか。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） そうです。

○小島 一委員長 ほかに質疑ございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 蛭子委員の質問に関連して、1件だけお聞きします。

固定資産税の評価額が地価の70%ということで、現在平均してでも結構ですが、何%までいっておりますか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 平均して何%か、というようなデータは、今ちょっと持ちあわせてはおらないんですけども。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それでは、そちらのわかる範囲で、70%に対して、今何%ぐらいでかけているというのを教えてください。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 住宅用地以外で水準が評価額の60%から70%の間に入っているのが、20年度で約87%ぐらい。ほとんど据え置きと。負担水準の60%から70%の間は据え置きになっておりますので、それ以外は昨年の課税標準額の約5%が上がるということで、大体据え置き、87%ぐらいきてます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 先ほども言ってましたが、非常に厳しい経済状況でありまして、ほとんど休業しているのに償却資産がかかってくるという状況で、それが大変苦しいというのを、非常によく聞きます。市独自で、そういうのを半減でもするというようなお考えはありませんか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 先ほども、家屋等のことでご答弁、家屋の償却資産のことでご答弁させていただきましたように、あくまでも税務課といたしましては、法に基づいた形、基準に応じて課税をしていくということでございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 副市長の答弁、先ほど聞いたと同じだろうと思いますので、終わってきます。

○小島 一委員長 ほかにございませんか。  
質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第63号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○小島 一委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

② 議案第66号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○小島 一委員長 次に、議案第66号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも、先ほどの税条例との関連もあるわけですが、非常に厳しい経済状況の中で、滞納者がふえているということは、これは、固定資産税以上に滞納者がふえていると。

低所得者に対しての対応ということで、きめ細やかな対応というようなこともあったわけですが、一般質問で質問させていただきましたが、滞納世帯の中で100万円、所得が0から100万円の所得階層の方が、やはり滞納でも件数的にも一番多いということで質問させていただきましたが、答弁で低所得者とは言っても、年金収入からいけば200万円前後の所得がある、収入があるので、低所得者というようなことにはならないというような答弁でありましたけれども、生活保護の基準ということで見たときですね。



ただ、100万円であってはそうかもわかりませんが、0から100万円というふうになっておりますから、やっぱりその中には生活保護の同等のレベルの収入状況の方が、結構おられるのではないかというふうに思うんですけども、その点は調べていただきましたでしょうか。

○小島 一委員長 答弁。  
収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今いう、所得100万円までの世帯なんですけども、今現在調査中なんですけども、かなりこの世帯にほとんどの滞納者が集まっております。うちの方としては、今いう納付相談も兼ねて、細かな納税相談を行うということで、今、計画しております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 部長がそんなに所得低くないよ、生活保護レベルではないよというような答弁であったもので、再確認の意味で質問させていただいたわけですけども、部長、その点いかがですか。

○小島 一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 所得ゼロから100万円、私が言うたのは100万円の方でしたら、年金収入でしたら220万円収入額があると、これは天井です。

ただ、先ほど蛭子委員おっしゃってましたように、生活保護ぎりぎりの方もいらっしゃると思います。それはないとは言いませんので、そういったことで生活保護に該当、あるいはそこら辺のところを、いろいろこれから調査して、今後どういうふうにやっていくかが、今、検討課題だと思っております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 収入が低くても小さい家であっても、持っておったら生活保護受けられないとか、あるいは軽四の自動車、あるいはカブであっても、そういうの持っておったら生活保護受けられなかったと、これまでですよ。そういう事情で非常に収入は低いけれども、生活保護に適用されていなかったという方も結構いらっしゃると思うんですね。

今、部長おっしゃったような対応というのは、ぜひ、きめ細かい対応していただいて、

とにかく問題にしたいのは資格証明書の発行なんですけれども、これをやはり一刻も早くゼロになるような取り組みを、市民生活部、それから健康福祉部ともどもに協力をし合っ  
て、取り組んでいただきたいという思いあるわけなんですけれども、その点いかがでしょうか。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） きょうも課内でそういう納税相談実施するというので、あ  
る程度話はしているんですけども、この中に今いう資格者が200余り、6月5日現在で  
は294あります。その中で、実際行方不明の方が19%、それと資格証自体が郵送で返  
ってきているものがあります。それが3割ということで、約5割の方が行方不明、あるい  
は資格証が行ってないというふうになっております。

ですから本市が、資格証が飛び抜けて多いとかいう問題ではなしに、そういう実際証明  
書が渡ってない人が約半数いるんで、その分を引けば洲本市、あるいは淡路市と資格証の  
数はあんまり変わらんのかなという思いでおります。

それで、あとの残り150世帯ぐらいあるんですけども、その分については、途中で分  
納誓約は出ているんですけども、その分納が最後まで続かなかった方が3割ということで、  
そういういろんな収税課の方で、今、資格証の方についての細かい分析をしております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、そういう分析をしていただいた上で、生活保護については、  
これは健康福祉部の課題であって、税務課の課題ではないわけですよ。要は市民の生活  
再建に、生活を立て直すという一つの取り組みとして分納相談、あるいは生活支援とい  
うことが課題としてくるならば、両部が協力をしながら対応をしていくということが必要で  
ないのかなと思うんです。その点いかがでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） これまでも申し上げておりますように、当然、給付部  
門である健康福祉部だけ、健康福祉部は給付だけをしているといったことではなくて、そ  
ういう個々の家庭のいろんな事情についても、当然、こちらでも聞くということは少な  
からずあるわけでございますので、そういった分では税務課と連絡調整をさせていただき  
ながらやっておるところでもございます。

特にこういう社会経済状況が厳しい中でございますし、そういった中で、今、課長の方  
からもお話ありましたように、きめ細かなという部分で、そういった情報をより密にしな

がら、また、当然凜呼徴収などにつきましても、場合によって一緒に行かせていただくようなケース、凜呼徴収と言いますか、訪問させていただくときには一緒に行かないかんようなケースも出てこようかと思えます。

ただ、生活保護といった部分で、また、別の所管事務でもありますし、生活保護につきましても、当然生活保護適用漏れがないような形で、これは厚労省の方からも県の方からも指導されているところがございますから、乱給防止、漏給防止この部分ではしっかりとやっていきたいと思っております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、昔は、車持っておったら生活保護全然受けられないという話もありましたけれども、それも変わってきている。それから持ち家についても、その処分をすることと、持っていることとの経済的な変化、あるいはそれによる影響などを勘案をして、必ずしも自己所有の家があるからということだけでは生活保護受給資格がないとはしないというような例も出ていると思うんですね。ですから、そういう対応が一つは必要であろうと、それから今回の税の引き上げによって、やはり滞納が増えたり、資格証明に行ってしまうような方が増えるのではないかという心配もしているわけで、そのセーフティーネットということも十分に検討いただくということで、こちら理解しておいてよろしいでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） いかなる他の法律的な部分をもってしても、本人並びに本人の家族、その他本人の資産とも勘案した中で、他に方法がない場合には生活保護の適用をさせていただいているというような状況でございますから、セーフティーネットという部分では先ほど申し上げましたように、いわゆる給付に対する間違い、生活保護の適用が漏れてしまっていた、あるいは生活保護を間違って提供してしまったといったところの部分で、さまざまな問題が出てきておるわけですので、そういったことがないような部分で、きちんとそういう細かな対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それともう1点、この国民健康保険税の算定は4本立てで算定をする。資産割、所得割、均等割、世帯割ですか。この中で、特に所得割なんですけれども、これについては所得が100万円であっても、500万円であってもこの課税率というの

は変わらないというようになっていますが、その理由は何でしょうか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） ただいまのご質問につきましては、所得割の率がすべての所得階層に同じ率がなぜかという、そういう意味でしょうか。

お答えいたします。

そのようなご質問の関係につきまして、実例といいますか関係省庁からも見解が示されております。

それで、国民健康保険税の課税につきましては、保険でもありながら地方税法703条の4につきまして、国保税につきましては定められております。その中で、所得割の按分率につきましては比例配分。この比例配分という言葉の意味合いは、応能割、応益割、大きくはその二つの方で比例配分というものがされるわけなんですけれども、この地方税法703条の4にうたわれております趣旨といいますか中身につきましては、単一税率を予定しているものでありまして、議会の中でも国保につきましては、相互扶助というような言葉が何度も答弁の中にもあったんですけれども、相互扶助を旨とする保険制度の費用負担として、国保税があるというような、そのような性格から、その一たん、応能・応益割り割りの率で分けられているものを、さらに所得割について累進性を持たせるというものは、著しく不相当であるというような見解が示されております。

それで、仮に地方税法の第6条の第2項にいます、不均一課税の規定の適用が国保税にもしもあるにいたしましても、事例のように所得階層別に一律かつ無条件に、納税者個人の主観的事情を無視して、不均一課税の適用を許容しがたいというような、このような見解が出ておりますので、私どもの方はその国保税の算定につきましては何方式かあるわけなんですけれども、旧ただし書き方式という一番ポピュラーな方法で、課税させていただいております。

以上です。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり今、その所得累進性を取ると、地方税法上問題出るという理解でよろしいですか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） そういうことでございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、地方自治体で左右できるものではないと、一自治体で左右できるものではないということですね。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 私どもは、そのような解釈しております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう税率をさわるできないということであれば、やはりその点、先ほどの話戻ってしまうわけですので、所得に応じてこれまでは減免規定、保険税の減免規定というのは、所得の激減、あるいは所得の低くなるということでの対応というのは不十分であったというふうに思いますので、そのところ、それをセーフティーネットと呼びたいわけですが、検討を加えきめ細かい対応をしていくということで、対応を求めたいというふうに思います。それは、その努力の方がそういう方向だということによってよろしいでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） セーフティーネットという言葉は、横文字でございますが、今、我々が認識してるそういうあり方というのは、当然そういうことだと思っております。

○小島 一委員長 ほかに質疑はございませんか。

質疑ございませんので質疑を終結をいたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小島 一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第66号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○小島 一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は午前11時といたします。

(休憩 午前10時49分)

(再開 午前11時00分)

③ 議案第65号 平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○小島 一委員長 再開をいたします。

次に、議案第65号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これによって、一人当たりの平均の保険料、保険税の引き上げというのはどのようになりますか。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 一人当たりの保険税ですが、医療分と支援分を合わせたもので見ますと、19.8%。介護分を含めると、14.8%のアップということになります。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 金額でいくと出ますか。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 医療分と支援分を合わせますと、9万4,496円。介護分も含めると、11万4,957円でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の一世帯当たりですか。一人当たり、一人当たり9万4,000円で引き上げですか。だから、引き上げ額はどれくらいになりますか。

○小島 一委員長 保険課長。

○保険課長（馬部総一郎） 一人当たり、医療分と支援分を合わせたもので言いますと、1万5,593円でございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 所得収入は上がらないけれども国保税は上がるということで、滞納がさらに増えるのではないかと、また、今後も分納相談ということで担当は収税課になるわけですが、頑張ってくださいということになるわけですが、この納付率と言いますか、収納率は95%に定めているというふうになってはいますが間違いありませんか。

○小島 一委員長 税務課長。

○税務課長（細川貴弘） 95%を見込んでの国保税の算定といたしております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実績では、ちょっと収納率が下がりぎみであると、これは経済状況を反映してのことだろうというふうに思うんですけども、今、この収納に向けての取り組みをされているのは、収税課ということになってはいますが、どれぐらいのスタッフで、どれぐらいの件数を訪問されていますか。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今現在、収税課は課長を含めて9名でございます。それで、

過去3年間の平均を取りますと、年間、職員一人当たり1,000件余りの訪問をしています。

以上です。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 行方不明であったり、今、対応でもいろいろトラブル的なこともあるというふうに思うんですけども、なかなかこの9人で、一人当たり1,000件の訪問ということになると、なかなかこの大変なことが多いように思うんですけども、副市長、このあたりいかがお考えでしょうか。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） ちょっと訂正ということで、金額で1,000万円。それで一人頭は、過去3年で437ぐらいの訪問をしています。

以上です。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、分納相談ということで、お金を払ったり払わなかったりと。生活もいろいろ大変ということで、夜の訪問なり、休日の訪問なりということで、かなり超勤と言いますか、時間外労働も増えているんじゃないかというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○小島 一委員長 収税課長。

○収税課長（垣本義博） 今現在、当然、夜間徴収も実施しておりますが、かなり収納業務、平成20年度から後期高齢、あるいは介護、そういう収納業務も収税課の方に入っております。その関係で収納事務の残業、あるいは今言う、蛭子委員おっしゃられてた夜間徴収。夜間徴収については強化月間を、例えば国保税であれば、10月・11月・12月の3カ月のうち、1カ月を国保税の強化月間ということで、税務課の職員に応援をお願いして、合同で夜間徴収なりをしています。

○小島 一委員長 蛭子委員。



○蛭子智彦委員           いろいろこれは、きょうは総務の方がおられないんですけども、超勤と言いますか、時間外労働と言いますか、そういうものは、収税課なり税務課なりは、他の人に比べて多いのか少ないのかわかりますか。

○小島 一委員長           収税課長。

○収税課長（垣本義博）       ほかの課の状況というのは、ちょっと私も把握してないところがありまして、市役所の中の課によってかなり残業しているところもありますので、一概にうちの課が多いとかはいうのは、今のところ突出して多いとかいうのは、ちょっと把握はしておりません。

○小島 一委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           訪問、分納なりのトラブルというのはどうでしょうか。

○小島 一委員長           収税課長。

○収税課長（垣本義博）       訪問したときに、結局は極端な方は、もう国保の保険証はいらぬよというふうな強固な方もおりますんで、その方について、今後うちの方としてはどういう対応をしていくのかということ、そういう悪質滞納者の対応を、今、検討しておるところでございます。

以上です。

○小島 一委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           9人のスタッフプラス税務課ということで、市民のいろんな条件というのは多種多彩で、なかなか会えないということも多いというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、税務課だけではなくて生活再建という観点から、健康福祉部との連携プレーをとっていただいて、きめ細かな対応の中でこの滞納を克服していくということと、加えて経済的困窮者の実情に応じた減免規定、これの拡充を求めて質疑を終わります。

○小島 一委員長           ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより採決を行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第65号、平成21年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○小島 一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

お諮りをいたします。

6月19日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 委員長に一任という声がありました。そのようにさせていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○小島 一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島 一委員長 異議がございませんので議長に申し出ることといたします。

## 3. その他

○小島 一委員長 次に、その他に入ります。

所管内のその他、何かございますか。

眞野委員。

○眞野正治委員 ちょっと1点お聞きしますが、今、盛んにケーブルで振り込め詐欺の  
だまされないようにという放送をされてますが、結構なことや思うんですが、現実はこの  
市内で何件か発生があったんですか。

○小島 一委員長 市民生活課長。

○市民生活課長（高木勝啓） これは、南あわじ警察から先週報告ありまして、まず2  
種類の被害というか、そういうおそれがあるというのが1件と、実被害が2件ございました。

一つは、架空請求と申しまして、裁判所に訴えてますよと、それでここまで連絡くださ  
いというような案内なんですけれど、そこへやはり電話しますと、個人情報等を聞き出さ  
れて、次やはり個人情報ですから職場やいろいろ家族の方、いろんな影響を与えてそれか  
ら振り込み詐欺に発展するという通知が市内に配付されておると。この情報につきまして  
は、女性の方中心に送られておるとのことなんで、名簿入手の方を、今、警察で調査し  
ております。

それともう1件は、債権というか、お金貸しますよということで連絡しますと、まずその  
人の口座申しましたら、先にお金を振り込まれてくるわけなんです。そうしたら、そう  
いう振り込まれてきたところで、いろんな段階的に多額の利子なり、期限が過ぎたもの等  
で、どんどん、どんどん、借金がかさんでいくと、それは実被害が2件あったと、そのよ  
うな報告を受けましたので、早急に音声告知とホームページと文字放送でもって、注意  
を促しているところでございます。

○小島 一委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

質疑はございませんか。

蛭子委員よろしいですか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 子育て支援の関係でよろしいですか。相談をされてきた人が電話をし  
たいのですが、途中で取り次ぎの電話なんで、できることなら直通の電話があってくれた  
らいいんですがという相談なんです、そういうふうな相談事が担当課の方へありまし  
たか。

○小島 一委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 本課の方へは相談はございません。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういう相談がありまして申し上げるんですが、住民サイドとすると、その人一人は、私一人しか聞いてないんですが、その人があるという背景には、ひょっとしたら何人かもあるのかもわからない。ただ、そういうふうに関わり合いもわからなくて、ただ黙っておるのかもわからんねんけども、そういうふうな要望があるんですが、これは南淡の公民館にそういう教室があって、登録の申し込みも電話でできるんですがという話なんですけど、若干取り次いでもらってるときに電話が切れたりするようなことがあったらしいです。そういうふうな要望を受けておるんですが、この問題についてはどうでしょうか。直通的な電話を引いてあげるようになりませんか。

○小島 一委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 失礼します。子育て支援の中で、家庭児童相談があるんですけども、福祉課に家庭児童相談室を持ってるんですけど、その中では専用電話を設置しております。以上です。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 私が申し上げるのは、南淡公民館の中にそういう教室がある、相談所があると、そこに専門の2名の先生がおられて、何人か何十人かの方が利用されておるように思います。

○小島 一委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子） 南淡の公民館にありますのは、子育て学習センターですので、専門の相談員を置いているわけではございません。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員       ただ、専門の相談員がおるのはどない、そういう確かめ方しよるのではなしに、そういう事業がやられておると、今、ちょっと名称忘れたんですが、そこへ何人ぐらいの方が利用されてますか。

○小島 一委員長       少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子）       済みません。一応登録制ですので、南淡では200人ぐらい登録してるかと思います。一応登録制ですが、そのイベントは月1、2回あるんですが、そのイベントを通じて来られるという方もありますし、1週間に4日開設してるんですが、ただおもちゃとか絵本とか見に来たりとかいう日もございます。

ですから、特に相談業務ということはしておりませんが、お母さん方、保護者ですが、来られて先生とお話して、それとか同じお母さん方とお話して、気分転換を図るとかいう場所になっておりますが。

○小島 一委員長       蓮池委員。

○蓮池洋美委員       そういう事業を行政としてやられておると。そこへ、200人余りの方が登録をされてその時々何人来られるのかわからんけども、かなりの方が私も南淡公民館へはよく行きますのでわかるんですが、たくさん利用されておるようです。そういう方々の中から、そういう、そこに直通の電話があれば、今以上に便利なんですという要望なんです。

そこに、直通電話を引くようになりませんかという話をしとるんですが。

○小島 一委員長       少子対策課長。

○少子対策課長（久田三枝子）       先ほどからも申し上げてますように、電話での相談業務というのはしておりませんので、南淡公民館の方へ一たんお電話していただいて、つないでいただくということではだめでしょうか。

私としては、その直通電話であるのと、南淡公民館でワンクッションを置くということに対して、余り相違はないかと思いますが。

○小島 一委員長       蓮池委員。

○蓮池洋美委員       そういう理解がその人にあれば、そんな相談は多分ないと思います。

そういう不便さがあるから、もうちょっと便利にしてくれへんかという相談なんやけど。  
これは、部長にでも聞かなしやあないか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 電話がたまたま切れたということで、非常に不愉快な思  
いされたとしましたら、まことに申しわけないことだと思っております。

当然、電話相談業務といった形の表看板上げておりませんが、電話のやりとりの中で相  
談になるケースもあるのかと思いますし、ただ、お気軽にお越しいただくことによって、  
直接話をして相談させていただくという方法が一番ベストであるといったことが、先ほど  
課長の方から申し上げたところでございますので、どんな実情でどんな不便があつて、あ  
るいはどんな形で、今までこういったこと初めてお聞きするところでもございますので、  
長い間ずっと、子育て学習センターの南淡の分でございますから、何かそういったところ  
の部分で難しいところがあつたとかいうような形も含めた実情をちょっと研究させていた  
だいて、どういう対応をしていくかも検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろし  
くお願いいたします。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 その際に聞いてほしいとは思いますが、いわゆるその現場でその取  
り次ぎをしておる公民館とのやりとりもあろうかとは思いますが、そういう現場は十分  
理解されておるんですか。

○小島 一委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（中田健市） 公民館を管轄しております、生涯学習文化振興  
課でございます。

公民館の活動の場合は、自主講座それから貸し館、二つの事業があるわけですがけれども、  
今の子育て学習センターの場合は、少子対策課に貸し館を行う中で進めている事業でござ  
います。

いずれにしても、いろいろ部屋を貸しているときには、取り次ぎの電話はこの子育  
て学習センターにかかわらず、たくさんかかってくると思います。そういった中で、公民  
館の職員がお客様からの電話を受けて、部屋の担当の方に、貸し館をされてる方に取り次  
ぐというわけでございますけれども、たまたまうまく電話の取り次ぎができない間に電話  
回線自体が切れてしまったというのは、これは職員の方の対応も少し失礼があつたかと思

います。これはおわびしたいと思いますが、方法といたしましては、一度やはり公民館で受けたものを、時間がかかりそうな内容であれば、一度そこで電話を切らせていただいて、相手のお名前とお電話番号、内容を聞いた後に電話を一時切らせていただいて、担当の方のいらっしゃるお部屋へ行って内容を伝え、その後、そのご本人の方に後ほど電話をするというような方法が、今のところ方法としては、一番いいのかなと思います。

子育て学習センターの場合、使っている部屋が同じ日に複数使うような場合もあるかと思いますが、やはり直通電話を置いたとしても、やはり違う場所にいれば取れないということもございますでしょうし、そうすると電話の保留時間が長くなるということもございますので、やはり一度公民館の職員が取った中で、その場で一度対応させていただくと、その後に担当者から電話をかけてもらうというような方法がいいのかと私の方では考えております。

○小島 一委員長 蓮池委員

○蓮池洋美委員 それは言いわけであって、要は市民の目線から見れば電話が直接かけられる場所がある、あるいはかけてそこに本人はおらなんだ、子電話でもつなげる、あるいは携帯にでもつなげる、方法はいろいろあるわけやな。そやから、受け取るサイドによって物言うんではなしに、そういう利用されとる人の、市民の目線で常に思うとってほしいと。

先ほど答弁ありましたように、取り次ぐ公民館の職員がいかにもミスをして、それが途中で切れたからとかいうような問題を言いよるのではのうて、そんなことでなしに直接そこへかけれる電話があったらええねんという相談なんで、要はこれは管財にでも聞かなわからんとは思いますが、南あわじの市役所には余っておる電話あると思うんですわ。それ取りつけるぐらいに、今、現実そこで困っとるかどうかわからん、まあ困っとるんやと思います。そういう相談ですから、現実そのことについて、余っとる電話でもさっと取りつけりゃ簡単に何十万円もかかる費用もいらんとは思いますが、そんな対応ぐらいできませんか。

これは部長どないで。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（喜田憲康） 先ほどから申し上げますように、本当に市民のニーズはさまざまでございますので、今のお話はしっかり聞きながら、どういった形がいいのかという部分も考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小島 一委員長 蓮池委員

○蓮池洋美委員 快適なそういうふうな暮らしをしたいために、どうぞ言うて門を広げとるわけですか、行政として、部長。そやから、より利用しやすいような状態にしてあげるとい、財政が豊かでないのかというような問題では、私ないと思うんです。わずかな金額でできるような話やと思うんで、一つ利用される方に不愉快のないような、気持ちようにそういう事業を利用していただくために、一つ考えてあげてください。

終わります。

○小島 一委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今年初めて実施されました、就学資金に対する利子補給。いわゆるこれは、奨学金というふうに聞いてるんですけども、今年度どのような目標で取り組まれた、現状どうかというふうについて説明いただけますか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 今年度の新規事業ということで、学び資金利子補給金というふうな制度を設けまして、大学の入学金であるとか授業料などに充てるために教育資金を借り入れされた保護者に対して、利息の一部を援助し教育費の負担を軽減すると。そのことによって、学ぶ意欲のある子どもたちを応援するという目的で設置したものでございます。

今年度、現在のところ、申し込みをいただいた方が19名ということで、これについての保護者の所得というふうな規定もございしますが、19名の申し込みの方々全員につきまして、一応認定させていただいて支給するというようなことを決定しております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 金額ではどれぐらいの補給になりますか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 融資額の差、それからそれに対する利率の違いもござい



まして、金額的には融資の対象額となるのが6,700円というふうな金額のものから、上限は3万円というふうなものになってございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今年予算幾ら置いてましたか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 当初70名というふうなものを想定して、おおむね200万円というふうな金額を置いておりました。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 70名想定で、幾ら。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 200万円というふうな想定をしておりました。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、19名で幾らですか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） おおむね34万円程度の額になってございます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この規定もいろいろあるかと思うんですけども、これ新一年生対象ということでやってるんでしょうか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 今年度、高等学校を卒業された方で、その後、修学年限が2年というふうなもの教育を受けるといふふうな方の保護者といふふうなことで、対象にさせていただいております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 スタートも既に新年度が始まってからということで、入学が終わってからの募集ということになっていたかと思うんですね。ですから、19名34万円といふふうなことになってるわけですがけれども、70名を想定して予算置いたわけですから、それに向けての努力といふのは、どのようにこれからされますか。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 新規の事業であるといふふうなことで、まだまだ市民の皆様方の周知徹底といふふうなことが図れてないかとは思いますが、市の広報、それから市のホームページといふふうなものを利用して、皆様方にご承知いただけるように、努力してまいりたいといふふうに考えます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新年度ということもありますので、対象となる範囲、規定を広げるなり、振り込め詐欺やいろいろ、さんさんネットでの放送もあるんですけども、それも使うなりして、やはり広く知らせていただくといふ努力が足りないのではないかといふことと、それから申し込みをする場合の条件といひますか、今年、卒業したということだけじゃなくて、制度の導入の年ですので何年かさかのぼってでも適用できるという、今年度限りの対応ということもあってもいいのではないかといふふうには思いますが、そういう点での改善といふには今から図れますか。

○小島 一委員長 答弁、学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） まだまだ努力が足りないといふふうなことかと思えます。ただ、今年度といふふうなことで、新規の事業といふことなんですけれども、利子補給の対象としましては、平成21年度1月1日以降借り入れられた教育資金に対してといふふうなことの設定にさせていただきます。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その規定はわかりましたけれども、そういう70名200万円という想定の中で19名34万円ということで、まだ予算に余裕があるわけですから、それを消化せいではなくて、適用できる市民の方、広げれば市民の皆さんが喜ばれるわけで、予算がついてるんですから、運営上の問題であれば多少とも修正を加えて、この予算の中でこれに補給を受けられる方を増やすということができないのではないかと、しようと思ったらできるのではないかとということちょっと思ってるんですけども、その点いかがですか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほども課長の方からも答弁させていただきましたように、とりあえず市民の方に周知して、それで十分知っていただいて、この制度それで様子を見させていただくというようなことで、ご理解いただきたいと思います。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう努力が、これまでなぜできてなかったのかなというふうに思うんですが、今後も強めていただいて適用できる範囲を広げてもらうことで、市民に喜ばれるということであれば、市にとってもプラスだと、市民にとってもプラスだということですので、ぜひ改善を図っていただきたいと思います。

それともう1点お尋ねしたいことで、先日、辰美中学校のPTAの役員さんとちょっと話をする機会を持ちました。その中で、区域外、校区外就学の基本的な考え方という中で、辰美中学校の校区、区域というのは、辰美小学校区域ということになっているわけですが、その辰美小学校を卒業された方で、21年度新1年生、本来ならば20人ほどの入学予定が現在11名で、その中の女子生徒が3名ということで、大変大きな問題になってるということでもあります。

区域外へ、校区外へ進学するということが可能になった基本的な考え方の中で、この考え方は九つぐらいあるわけですが、そのうちの8番目で、部活動を理由とする就入学校の変更は平成20年度より認可開始をしたということがあるわけですが、この規定があったんで生徒がばらけたんじゃないかというようなことを、PTAの方々ちょっとおっしゃっておられました。

この8番目の項目が取り入れられた経緯について、説明いただきたいと思います。

○小島 一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 今手元に、正式な書類を準備できておりませんので、何年度のこういう書類と言いますか、法的な根拠というふうなことをお示しできないんですけれども、文科省の方からそういった内容に関する文書と言いますか、通知、そういったものが、もともとの根拠になっておるのではないかなというふうに考えております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 教育長、これは導入された経緯かが、一番詳しくお知りやと思うんですけれども、今、課長から説明いただきましたが、それで間違いはないですか。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） クラブ活動による、要するに就学そのものに対する申し出というか、今まではできなかったわけですが、全国レベルの中でやはり子どもたちの夢を実現するためのと言いますか、そういうことで、そういう縛りがなくなり、クラブ活動による就学校の変更というのを、認められるようになったということは、これは確かでございます。

8項目以上、何項目かあったと思うんですけども、それはほとんど文科省全体の中で一つの規定の根拠になっている、要するに就学校の変更の要件ということで、理解をいただきたいなと思います。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、この平成20年度認可開始をしたということで、これは内容的には、教育委員会等での確認というのはされてる内容だというふうに、理解していいですか。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） はい、やはり校区による就学校の指定はいたします。そしてそれから、異議の申し立てではないんですけども、就学校そのものの変更についての申し立てはできるということが基本になっておりまして、それを理由そのものが、今、蛭子委員が持つておられるその用件にあてはまればということなんですね。

この間も、いろいろとこのことについては、潮美台校区の関係で議論があったわけです。

けれども、やはり就学校そのものの変更の中には、いじめにあった友達と一緒に、その学校へ行かなくてはならないというような条件になりますと、いじめが続くということで、それは今までの一番、指定された就学校の変更の理由であったわけですが、それ以上に幅が広がられた。

小学校なんかですと保護責任が果たせないということで、帰ったらおじいちゃん、おばあちゃんのおる学校へ行けるような、そういうことが今まで認められてきたというか、いじめとそういう就学保護と言いますか、保護できる条件の二つが一番大きな理由であったわけですが、さらに細かくそういう要件ができたということで、理解いただきたいなと思います。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 よくその意味とするところは、よく理解するところです。

ただ、この8項目が加えられたのが平成20年度より認可開始ということですので、平成19年度の間で教育委員会でも議論いただいていたのかということだと思いますので、その議論の経過なりを説明いただければというふうに思ってるんですけども、どうでしょうか。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 今までは先ほど言いましたように、いじめとそれと保護監督者が不在である。帰ったときに、小学校の場合ですね。それと、住所を、住民票を変更したらその学校へ行けるというか、そういう要件そのもの三つぐらいが大きな条件であったわけですが、本当は実態の伴わないような形が今まであらわれてきたということで、これはもう全国的にいろいろと問題になったということで、我々もそういう議論は尽くしましたし、全国レベルでこの就学校の指定制度の中で検討が重ねられた結果、こういう制度がまたできたということでございます。

我々も今まで、特に倭文中学校の関係等でも、議会の中でもいろいろとお話した件はあるわけですが、それらを一つの発端として、今、辰美中学だけの問題ではなくして、他の学校においてもそれぞれこういう何件かはあるということで、理解をいただきたいなと思います。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですからこの議論は、もう教育委員会でも十分議論をしたということで

いいんですね。議論をされてると。その中で、例えばこうした場合に、その小規模校の中学校で他校へ流れて行って、小規模校の存続が危うくなるといったような議論はありましたか、ありませんでしたか。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） そのことについて危機感を、小規模校をつぶしてしまうという危機感を感じなければならないのは、自由校区制にした場合にはその危機感はあるし、問題も大きくなってしまいうわけですけども、そういう要件に適合するかどうかということの審査は行っておりますので、ある程度規制はできてるのかなという感じがいたしております。

○小島 一委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 また、そうした議論の経過、もう少し詳しくお伺いしたいと思いますので、きょうはこの程度で終わっときます。

○小島 一委員長 ほかにございませんか。  
森上委員。

○森上祐治委員 昼までちょっと時間がありますので、今の議論を聞いててね、ちょっと私思いついたことあったんで、思いつきで申しわけないです、教育長にちょっと質問したいと思います。

今までいじめ云々ということから、ふっと思ったんですが、この前のテレビ、6月の初めに、テレビで大阪の教育大学附属小学校の、あの7名か8名かのね、子どもたちが惨殺されたというような慰霊式典が行われておりました。

実は、あのころまでから日本の学校というのは、ガラッと変わったと私印象持つとんですよ。というのは、それまでの文部科学省、ああいう県教育委員会とか、教育会の大号令は地域に開かれた学校づくりということで、学校開放とかとにかく地域の人にいろんな形で、学校教育にも協力していただいてなど、かんかんがくがくいろんなこと進めよったんですよ。

私も実は、10数年前に校長しとったときに、淡路の校長会で西宮の学校、忘れたんだけど小学校、新設校ですよ。視察訪問に行きまして、一遍新しい学校だから行こうと。どんな学校かと言いますとね、その学校は新設校ですよ。いろんなところから学校に入れるんですよ。文字どおり地域に開けた学校ということで、校門とかそんなんいつもありませんと、垣根もありませんというような、それが売りだったんですよ。こんな学校ができたん

かというような印象だったんですわ。

あの池田小学校の事件以来、日本の学校がごろっと180度転換したように印象になりましたね。地域に開かれた学校、今もいろんな授業、地域の高齢者が協力していただいたとか、地域の方にいろいろと協力していただいて地域に開く学校づくりというのは、ソフト面ではつくっとんですわね。しかし、物理的には日本の学校から地域の人たちが完全にシャットアウトされたんですよ。

私が教員時代、あるいはその教頭、校長時代は、昼休みであるとか子どもたちが勉強しとるときに、光景っていうのは地域のじいさんとかばあさんとか孫連れて、散歩に来て砂場で遊ばれてブランコで遊んだり、それから小さなよちよち歩きの子どもを連れのお母さん方が、砂場なんかよう遊びに来させよったんですよ。私も教頭や校長で、そういうじいさんやばあさん見たら、ふらっと行って話しかけて、意外と子どもの状況なんかよう話してくれる、先生この前なあと、子どもあの辺で何やけったいなことしよったでというようなこと、よう聞かせてしてくれるんですよ。やっぱり、学校に対して子どもたちに対して、非常に温かい目で見えてくれとった。

私はそういう人たちと話すのが好きだったんですが、そういう光景が日本の教育社会から完全に学校社会から、ほとんどの地域では門扉というのができまして、いわゆる鉄城門みたいな、私の印象ですよ。刑務所の中に子どもがおるみたいな感じがするんです。けどもやっぱりそれは、子どもの安全ということを前面に出されたら、やっぱり教育行政も学校現場も、それは反論できにくい。

しかし、今の状態はいつまでもこれでいいんかという、日本の学校、地域が長年つくってきたそういう伝統的な、地域の文化の伝導というところでも今は言えない時代になってると思いますが、やっぱり地域に対して学校というのは、非常に身近な、愛着のある学校だと、だけど、今、日本の各小、田舎の小学校も学問の自治をうたってガードした大学みたいな感じがしてしゃあない。私は、いつまでこういう時代がこう続いていくんかなと。できたら一昔前のように、そういう物理的にも地域に開けた、もっと、もう少し自由に地域の人が出入りできるような、この雰囲気につくっていけないかと。子どもの命失ったらどないするんやというふうに言われたらそれまでなんですが、その辺教育長はどういう見解をお持ちなんでしょうか。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） 我々も、地域の拠点としての学校と言いますか、先ほどのことと関連するわけですけども、やはり校区制をしいて、そしてその地域の拠点で学校はあるべきだという考えがありますけれども、今の世の中の中で、本当に学校に自由に入っていただけというのは、オープンスクールの日だけということになろうと思います。

ただ、いろいろと不審者扱いをするというか、そういうマニュアルによって不審者扱いをされて、地域の人が遠のいていくという例も、今、確かにあることは、我々のところへ行ったら不審者扱いをされたということなんですけども、当然そうですね、目的がなくしてやはり子どもの顔が見たいということで行ったんですけれども、あなたどなたさんですかというような、そういう質問をされたことで引いたといいますか、そういう実情はやはりちょっと悲しい現実だと思うんですけども、子どもたちの安全・安心を守るという教師そのものの責務から、そういうことが行われるということで、大変悲しいことだなと思います。

ただ、今のご時世で不審者対応、危機管理そのものについて、そういうマニュアルに沿った対応をしなければ、事故・事件が起こったときに責任が取りにくいというよりは、子どもたちに対しても親に対しても、特に世間に対しても責任が取れないということで、そういうマニュアルに従って学校運営・管理をやっていかざるを得ないのかなということをおもっております。

○小島 一委員長 森上委員。

○森上祐治委員 教育長のご意見重々わかるんですが、先ほど申し上げましたように、子どもの学校内外での、子どもたちが学校で生活している時間帯ですよ。意外と地域の人たちの直接・間接の目配りというんですか、非常に支えになってた部分があるんですよ。先ほどの質疑の中でも、学校のいじめと、なんかその学校で目に、先生方だけがどこでも大切と、それまではやっぱり長い歴史の中で地域の人たちの目というのはあったんですよ。それが学校みずからが遮断してしまってるからというような感じも私は受けるときがあります。そういう地域の人が学校に対して非常に疎遠になってしまうと、非常にゆゆしき問題やなあ。だから、一足飛びにこういうセキュリティの問題というのは、今、前面に出てますからなかなか行政というのは難しい思うんですけども、その辺のことも、また、現場の校長先生方、あるいは先生方と十分話されて本来の学校とは、どんなあるべき姿なんかというのは、また、いろいろ検討していただきたいなと思います。

終わります。

○小島 一委員長 教育長。

○教育長（塚本圭右） ただ、我々も地域の人たちを排除しているということではなくして、やはり特定された、要するにゲストティーチャーで来ていただいたり、また、通常子どもたちを見守っていただいている人たち、顔見知りという言い方は悪いんですけども、学校そのものに常時協力していただいております。安全というよりはその人のいろんなこと



がわかった人たちの出入りは、ほとんど自由にやっていただいているというのは今の現実です。学校管理外でも、地域、そして家庭そのものの協力がなかったら、子どもたちの安全は守れないということで、そこら辺についての配慮は、それぞれの学校長、学校経営者としてはやっていただいている、そういうことで、地域には先生方もどんどん出向いていただいて、その人たちの協力を得ているということが確かでございますので、何もかも排除しているということではないということを理解いただきたいなと思います。

○小島 一委員長       ほかにございませんか。  
ありませんでしたら所管外その他、何かございますか。  
それでは執行部からの報告事項、何かございますか。  
生活環境課長。

○生活環境課長（細川協大）       失礼します。  
全島一斉清掃ですけども、今年につきましては、例年は7月の第1日曜日でしたけれども、県知事選挙と重なりますので、7月の12日朝8時からそれぞれ地元の自治会長さんの指示等によりまして、一斉清掃のご協力をお願いいたします。  
以上です。

○小島 一委員長       ほかに報告事項はございませんか。  
ないようでしたら、以上で付託案件の審査が終了いたしました。  
執行の皆様には、本日はお疲れ様でございました。

（閉会 午前 11時53分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成21年 6月16日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 小 島 一